

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

令和6年2月16日

県南広域振興局長 小 島 純

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 株式会社デンコードー
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 北上南ショッピングセンター 北上市北鬼柳31地割3番地1ほか
- (3) 変更しようとする事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
- (4) 変更する年月日 令和6年10月10日
- (5) 変更の理由 小売業者の名称、住所及び代表者の氏名の変更のため

2 届出年月日 令和6年2月6日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び北上市役所